

事 務 連 絡  
平成23年8月23日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

東日本大震災に関する  
介護報酬等の請求等の取扱いについて（8月サービス提供分）

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）」（平成23年4月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「4月サービス提供分事務連絡」という。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）」（平成23年5月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）、「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成23年6月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。）及び「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」（平成23年7月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「7月サービス提供分事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成23年8月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村及びサービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

記

- 1 平成23年8月サービス提供分（9月提出分）に係る介護報酬等の請求について  
平成23年8月サービス提供分（9月提出分）以降の介護報酬等の請求については、7月サービス提供分事務連絡において原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする予定である旨連絡したところ。平成23年8月サービス提供分（9月提出分）以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする。  
なお、通常の方法による請求が困難な介護保険サービス等の事業所については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて  
平成23年8月サービス提供分（9月提出分）に関し、通常の方法による介護報酬等の請求を行う場合には、4月サービス提供分事務連絡の3と同様の取扱いとする。なお、請求明細書の提出期限は、通常どおり、9月10日（土）とする。